

## 平成27年度第1回八街市総合教育会議録

1. 日時 平成27年5月27日 午前9時30分から午前10時
1. 場所 八街市役所 第1庁舎 2階 特別会議室
1. 会議出席者は次のとおり（欠席者なし）
  - 北村新司（八街市長）
  - 大西昭（八街市教育委員会委員長）
  - 山田良子（八街市教育委員会委員長職務代理者）
  - 並木光男（八街市教育委員会委員）
  - 山崎正子（八街市教育委員会委員）
  - 加曾利佳信（八街市教育委員会教育長）
1. 事務局等の出席者は次のとおり
  - 山本雅章（総務部総務課長）
  - 秋葉忠久（総務部総務課人事班長）
  - 勝又寿雄（教育委員会庶務課長）
  - 富谷和恵（教育委員会庶務課庶務班長）
1. 議題は次のとおり
  - （1）八街市総合教育会議運営要綱（案）について
  - （2）平成27年度八街市総合教育会議のスケジュールについて
  - （3）その他

会議の概要は次のとおり

次第1 開会

次第2 市長あいさつ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は、教育の政治的中立性などを確保しながら、市長と教育委員会の連携を強化することが目的であり、市の教育課題や目指す姿を共有し、連携して教育行政を推進することとされている。この会議では、特にお互いが独立した立場であることを尊重し、大綱の策定や児童・生徒の緊急時の措置などについて、協議や調整を行っていききたい。

### 次第3 教育委員長あいさつ

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正は、教育行政が大切なものであることの表れと受け止めている。それぞれが独立した立場で、教育の継続性、中立性、安定性が確保された上で会議が開催されるものである。より幅広い視野で教育施策が検討されることとなり、よりスピード感のある開かれた教育行政にもつながり、また、教育委員会の活性化のためにも、重要な会議である。本会議がお互いの連携を強め、八街の教育を充実向上させる有意義なものとなるよう願っている。

### 次第4 議題（1）八街市総合教育会議運営要綱（案）について

議事進行 総務課長

議題（1）について事務局の説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正、本年4月1日から施行された。総合教育会議については次のとおり定められた。（法第1条の4）

- ・地方公共団体の長は、地方公共団体の長及び教育委員会を構成員とする総合教育会議を設置、招集する。
- ・会議の運営に関し必要な事項は総合教育会議が定める。

そのため、要綱（案）についてご審議いただき、議決後に施行するものである。

要綱の概要は次のとおり

- ・会議の議事進行は市長が行う。（要綱第3条）
- ・会議は原則公開とする。法第1条の4第6項ただし書の規定により公開しないとした場合は、あらかじめその旨を公表する。（要綱第4条）
- ・議事録を作成し、市ホームページその他の方法により公表する。（要綱第5条）

議題（1）についての質問、意見、答弁は次のとおり。

委員 要綱第5条第2項で議事録を公表とあるが、個人名は公表するのか。

事務局 会議での発言内容は公表するが、発言者の個人名は公表しない。

委員 要綱第7条で会議の庶務は総務課で行うとあるが、何班が担当するのか。

事務局 人事班となる。会議の庶務は、平成27年度は暫定的に総務課で行うが、28年度以降の庶務担当課は、今年度中に改めて関係各課で協議する予定である。

委員 総合教育会議のメンバーについて、本日は市長と教育委員だが、有識者

や保護者などがメンバーになることはあるのか。

事務局 法第1条の4第2項の規定で、会議は市長と教育委員会で構成するとされているため、これ以外の者が構成員となることはない。ただし、同条第5項で関係者等から意見を聴く場合はあるが、会議の構成員ではない。

総務課長 他に質問等なければ、議題（1）は原案のとおりでよろしいか。

委員 異議なし

要綱第3条の規定により、議事進行を市長と交代する。

市長 議題（2）平成27年度総合教育会議のスケジュールについて議事を行うが、まず、教育委員会から八街市教育振興基本計画について説明をお願いしたい。

委員 平成18年12月に60年ぶりに教育基本法が改正され、平成20年度に国の教育振興基本計画が策定された。地方公共団体は、この計画を参酌し、地域の実情に応じ教育振興のための施策に関する基本的な計画を定めることとされ、市では、平成26年9月に八街市教育振興基本計画を策定した。基本理念を、「次代を担う人々が、八街で生まれ育ったことを誇りとし、健やかに成長していくため、市民一人一人が教育に対する理解を深め、学校・家庭・地域が連携し、望ましい教育環境をつくる。」とし、目指す姿として、「1. 子どもの生きる力の育成 2. 学校・家庭・地域の連携による青少年の育成 3. 生涯学習・スポーツ・文化活動の推進」を掲げており、市の総合計画に基づき策定している。現在、市の第3次基本計画が策定中であるが、これに合わせ、必要に応じて修正を加えながら対応したい。

市長 法第1条の3では、総合教育会議で協議のうえ大綱を定めるとされているが、これについてはどうか。

委員 八街市教育振興基本計画を基本とし、第3次基本計画に沿って市長部局と協議・調整しながら大綱としたいと考える。

市長 この教育委員会の意向を考慮すると、スケジュールはどうなるのか。

事務局 資料2で説明。第3次基本計画は本年12月議会に報告することで作業を進めている。基本計画の原案が固まり次第、お互いのすり合わせが可能となるので、年明けの1月ないし2月頃に会議を開催して大綱(案)

を提示し、ご審議いただく予定である。

議題（２）についての質問、意見、答弁は次のとおり。

委員 八街市教育振興基本計画は、八街市教育委員会がこれまで取り組んできたもの、取り組もうとするものをまとめて、目指す姿や方向性を示すものである。これを最大限生かした大綱を策定してもらいたい。

教育長 現在策定中である第３次基本計画に沿いながら、教育振興基本計画を最大限生かし、また、今までのものも重視しながら作業を進めたいと考える。

市長 大綱は議会に上程するのか、時期はいつになるか。

事務局 大綱は議会の議決案件ではない。教育振興基本計画は、冊子を配付のうえ全員協議会で説明したので、大綱も同様に冊子を配付のうえ、全員協議会で説明したい。時期は来年の３月議会を予定している。

議題（３）その他

委員 幼小中高連携教育は八街の特色であり、大きな成果を上げている教育であると思う。この教育に取り組んで十数年経つが、時代も変わり、子供達や社会の風潮も変わってきているので、今の時代に合わせた方向性のものもプラスしていけたら良いと思う。

教育長 八街市の教育のベースは、幼小中高連携教育であり、これによって学力向上を始め様々な問題に対応してきたところである。先般の校長会で、幼小中高連携教育はこれまで大きな成果を上げているが、時代の変化に合わせて変えるところはないのか、各学校単位で今までの実践を見直して、大胆に考えるよう提案したところである。時代に即した変化が、今後見られるのではないかと考えている。

市長 総合教育会議においては、教育委員会制度を設けた趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等特に政治的中立性の要請の高い事項については、議題にすべきでないとされている。このことは、会議において十分遵守していきたいと考えているので、ご理解いただきたい。

次第５ 閉会 総務課長